



2024年 10月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

## 「ハラスメント」について

皆さんは、「ハラスメント」と聞くと、職場で上司から部下へ業務上の指導の一環として起こるものと思われている方が多いのではないのでしょうか。

実は、職場だけでなく、学校や家庭などにおいても起こり得るもので、人と人が関わり合う場所であればどこでも起こり得ます。

ハラスメントとは、本人の意図に関係なく、相手に脅威を感じさせる言葉や行動のことをいいます。

種類としては、何十種類以上もあり、代表的なものをいくつかあげると、マタハラといわれるマタニティーハラスメントは、特徴として妊娠中や出産後に心ない言葉をかけたり、残業や重労働の強要、育児休業等を理由に解雇や減給するなどの言動がこれにあたります。



また、育児休業や時短勤務の取得を希望する男性に対し、降格や減給をほのめかしたりして育児参加を妨げる言動をすることを、パタハラ(パタニティハラスメント)といいます。

セクハラ(セクシャルハラスメント)は、性別に関わらず、性的な強要を行うことや、身体に触る、性的な話をするなどの嫌がらせの言動をいいます。

パワハラ（パワーハラスメント）は、職場等で立場を利用し、過度な業務の強要、仕事を与えないなど精神的な苦痛を与える行為、暴力を振るなどがあつたります。その他にも、モラルハラスメントやエイジハラスメントといったこともハラスメントに含まれます。



このような言動は、する側はハラスメントをしている認識が無いことが多く、された側との認識に違いがあり、表面化しにくく、気づいたときには深刻なことになっていたという場合があります。

自分ではしている意識がなくても、これまで過ごしてきた環境などによってアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が定着し、気づかないうちにハラスメントを行ってしまうことがあるのです。

知らずに自分がする側になっていないか一度立ち止まり振り返ってみましょう。また、自分の周りに悩んでいる人がいないか目を向け、ハラスメントフリーな環境をみんなの力で作っていきましょう。

